指定管理者候補者の選定結果について

江南区地域総務課所管の新潟市亀田市民会館及び新潟市老人福祉センター福寿荘について、 指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。(福寿荘の所管課は 江南区健康福祉課)

江南区健康福祉	米						
施設名	新潟市亀田市民会館	区分	公募				
	新潟市老人福祉センター福寿荘	-/3	133				
所在地	新潟市江南区船戸山5丁目7番2号						
	新潟市江南区船戸山5丁目7番17号						
	新潟市亀田市民会館は、江南区の亀田地区に位置						
**= 1.0 # *	に教育及び文化の発展に資するため、昭和50年に設置された施設である。施						
	設には、会議室、視聴覚室、大ホールなどがある貸館施設である。						
	また、新潟市老人福祉センター福寿荘は、高齢者に対して、相談に応ずるとした。						
施設の概要	ともに、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の世界を見ぬして収録するの年に設置された拡張である。※京、護羽京、七中間						
	供与を目的として昭和49年に設置された施設である。浴室、講習室、大広間などがある。						
	1	成り6年度	Fから一体の悔				
	なお亀田市民会館と老人福祉センター福寿荘は平成26年度から一体の施 設として指定管理制度による管理運営を行っている。						
指定管理者	委員 小嶋 徹 (関東信越税理士会新潟支部)						
	(税理士法人 信越会計 代	, ,					
申請者	委員 宇田 優子 (新潟医療福祉大学看護学科	, ,					
評価会議	委員 佐藤 秋子 (新潟市介護認定審査会 委	員)					
	委員 竹内 一義 (亀田西小学校区コミュニテ	イ協議会	会長)				
指定管理者	環境をサポートする株式会社きらめき						
(候補者)	代表者 代表取締役社長 山田 茂孝						
	住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番	地					
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで						
(予定)	北戸然田老原母老の限庁による。 マルーウ苺がす						
	指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市						
	■ 亀田市民会館及び新潟市老人福祉センター福寿荘指定管理者申請者評価会議□ において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料をもとに、事業計						
	にねいく、上記心券有から促出を支げた事業計画青寺の賃料をもとに、事業計 画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。						
選定理由	その後、評価会議における評価結果を参考に検討	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0				
	定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指						
	こととした。なお、候補者選定の参考とした評価会記						
	のとおりである。						
スケジュール	第1回評価会議 7月11日						
	募集要項等配布 7月22日~8月29日						
	応募説明会 8月19日						
	質問受付 8月13日~21日						
	応募受付 9月2日~11日						
	第2回評価会議 10月15日	→ (-17					
	今後、市会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。						
所管部署 (問い合わせ先)	江南区 地域総務課 TFL:025-282-4624 (南通)						
	TEL: 025-382-4624 (直通)						
	E-mail: chiikisomu.k@city.niigata.lg.jp						

【参考】現指定管理期間の評価(平成29年4月~令和2年3月)

指定管理者	環境をサポートする株式会社きらめき
総評	良好な施設サービスの提供を継続している。亀田市民会館及び老人福祉センター福寿荘は施設管理が行き届き、利用者が心地よく安全に利用できる環境を整えている。自主事業にも力を入れており、独自の運営工夫を行うことで利用者拡大を目指す姿勢も見られる。利用者からの要望にも迅速に対応しており、指定管理者として優良と評価する。

別表 (評価結果)

選定基準	評価項目	配点	基準点	候補者
申請団体の 評価	団体の概要・経営理念	5点	3点	4点
施設運営の 基本方針	運営の基本方針	5点	3点	4点
施設の運営体制	運営体制、従事者の雇用・労働条件 および人員配置	15点	9点	12点
	従事者の資質向上・継承	5点	3点	3.75点
	安全・衛生管理の対策、緊急時の対応	15 点	9点	11. 25点
	問い合わせ・苦情への対応、個人情 報保護の取り組み	10 点	6点	7. 5点
	利用者ニーズの把握とサービス向 上等の反映策	10 点	6点	8点
施設の運営 に関する業 務	利用者の増加に対する取り組み	10 点	6点	6. 5点
施設の維持 管理に関す る業務	施設の維持管理方法	10 点	6点	7. 5点
予算執行管 理	予算の範囲内での適正な執行	5 点	3点	3.5点
	経費削減の具体的な取り組み	10 点	6点	8点
合 計		100点	60点	76点

[※]点数は、評価会議の委員4名の平均

[※]項目ごとに評価会議の各委員の得点を合計した平均値が基準点を下回った申請者は、指定管理者の候補者として不適格とする。